

## 住民説明会（第9回）

日時：平成27年4月16日（木）18：30～20：30

場所：西淀川区民ホール

（司会）

大変長らく持たせ致しました。定刻になりましたのでただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催致します。開催に当たりまして大阪府市大都市局長の山口よりごあいさつを申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さまこんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からごあいさつをさせていただきます。本日は本当に大変お忙しい中特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして本当にありがとうございます。また平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会でこの特別区設置協定書が承認をされまして、きたる5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われることとなります。こういうことから法律に基づいて、法律の名前は大都市地域における特別区の設置に関する法律というものですけれども、この法律に基づいて市長が行う説明会でございます。

従いまして、後ほど橋下市長の方から直接皆さま方にもご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、その前にまずわれわれ事務局の方から本日皆さまにお配りを致しておりますパンフレット、これに基づいて特別区設置協定書の内容、いわゆる新しい大都市制度の内容についてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ最初にお断りを申し上げておかなければなりませんけれども、この特別区設置協定書に記載しております内容、これについては例えばこのようなサービスがこういうふうに充実しますとか、あるいはこういう新しいまちづくりをこのように進めますとかといったいわゆるまちの将来計画というようなものではございません。この特別区設置協定書はこのような住民サービスをどうしていくのか、あるいは新しいまちづくりをどう進めていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういう内容を記載させていただいているものでございます。

具体的には現在人口270万人の政令市である大阪市を35万人から70万人の5つの特別区と致しましてそれぞれの特別区に皆さんに選ばれた公選の区長と区議会を置くということ、それと今まで大阪市と大阪府が担ってまいりました広域行政という分野、これは役所

の中にそういう仕事の分野があるんですけども、その広域行政の分野といわれる分野を大阪府に一元化すること、まさに自治の仕組みそのものをどうしていくか、どう変えていくかということですが、今後皆さんにサービスを提供する役所、これをどのようにしていくのか、そういうようなことがこの協定書の中に記載されているということでございます。

そういう意味では今までにない内容のもので、またなじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくことが難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、本日は2時間という限られた時間ではございますけれども、皆さま方の住民投票に際してご判断の一助となりますように、我々できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

最後に種々の事情により、われわれ壇上から説明をさせていただくということ、それと入場の際に金属探知機等で非常にご不自由、あるいはご不快な思いをされた方もおられるかと思っておりますけれども、その点について深くおわびを申し上げますとともに、来たる5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます。私の最初のごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い致します。

(司会)

それでは本日の出席者をご紹介させていただきます。山口の隣にいますけれども、事務局からの説明者、大都市局の制度企画担当部長の田中でございます。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

田中です。よろしくお願い致します。

(司会)

あと2席空いておりますけれども、事務局説明の後に橋下市長と西田西淀川区長が出席致します。申し遅れましたけれども私、本日司会を務めさせていただきます、同じ大都市局の川平と申します、よろしくお願い致します。

あらかじめ本日の日程についてご説明を致します。初めに説明パンフレットを使わせていただきまして、事務局からの説明がおおむね30分でございます。その後、市長がまいりますので、市長からスライド等を使った説明を行います。最後に、会場の皆さまからの質疑応答を終了のお時間まで行わせていただく予定としております。終了は午後8時30分を予定しております。

お手元の資料をご確認ください。何度も申し上げて恐縮なのですが3点お配りしております。39ページものの冊子、説明パンフレット、白い冊子でございますね、これと大きめの紙、両面に協定書に対する意見をまとめさせていただいている資料、それから小さめの紙で皆さまへのお願いというふうな記載をさせていただいております。この3点を資料と

してお配りしております。お取り忘れの方がいらっしゃいましたら、お手を挙げてスタッフの方におっしゃっていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

続きまして繰り返しになって大変恐縮なのですが、開催に当たってもう一度ご注意事項を申し上げたいと思います。会場内では飲食、喫煙はできません。ペットボトルはかばんにしまっただくようお願い致します。携帯電話、スマートフォンについて、今一度ご確認いただけますでしょうか。携帯電話、スマートフォンについては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮いただきたいと思います。

本日の住民説明会は、ネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、ご了承ください。それから何度も申し上げて恐縮なのですが、進行の妨げになるような行為、不規則発言など他の来場者の方々のご迷惑になるような行為はご遠慮いただきたいと思います。ご注意しても迷惑行為をお止めいただけない場合については、ご退室いただく場合がございます。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるため、皆さまのご理解とご協力が必要となりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明を申し上げます。パンフレットの裏側がメモ欄になっておりますのでご活用ください。田中部長よろしく申し上げます。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

改めて制度企画担当部長の田中と申します。よろしくお願い致します。失礼ではございますけれど着席させていただきます。よろしくお願い致します。それではこの説明パンフレットに従って説明させていただきます。まず3ページから4ページ、壇上にも同じものをスクリーンで映してございますのでご参照ください。3ページから4ページにわたっての見開きの協定書のイメージというページをご覧ください。左上に現在と記載しているところをご覧ください。

国において、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。具体的に大阪府で申し上げますと、1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の事情をくんだ施策展開よりも市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況でございます。また、大阪府と大阪府の両方が広域機能の枠に記載しているように、産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中でそれぞれ別に行っている状況です。

これを真ん中から右に記載しておりますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、これらの機能を大阪府に一元化することで、大阪都市圏の広がりを踏まえ大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものであります。そして、これらの広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35万人から70万人の5つの特別区を新たにつくります。

これにより、市長に任命された職員区長ではなく住民に選ばれた5人の区長、区議会の

もとで住民の声をより身近に聞いて、市一律ではない地域の実情や住民ニーズに応じたサービスを行っていくものであります。これがこれから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

続きましてページを開きまして 6 ページをご覧ください。まず、特別区設置協定書の内容の説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として特別区、特別区設置協定書について説明致します。引き続き下の欄、今後のスケジュールをご説明致します。まず「特別区とは」をご覧ください。先ほども申し上げましたが、特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対しまして、現在皆さまがお住まいの区は行政区といいますが、区長は市長が任命する職員で、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事はどうなるのかなど特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次に、その下の段の今後のスケジュールについてご説明申し上げます。特別区の設置の賛否を問う住民投票については、5月17日の日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投数の半数を超える場合は29年4月に特別区が設置されることとなります。逆に反対の票数が有効投数の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

続きまして7ページをご覧ください。協定書策定までの背景及び経緯について説明させていただきます。7ページ中ほどの囲みをご覧ください。平成24年4月から大阪府と大阪市の条例に基づいて大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の参考というところをご覧ください。こうした中、平成24年8月には大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法が制定されました。7ページ下の段の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書案が取りまとめられました。その後、2月に総務大臣から協定書案について特段の意見はありませんとの回答を頂き、3月には府・市の両議会において承認されたところでございます。

続いて協定書の具体的な内容について説明申し上げます。8ページの上段「特別区の設置の日」をご覧ください。先ほど申し上げましたように住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は29年4月1日に現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。その下の「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」について説明申し上げます。5つの特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、真ん中に地図と表を示していますのでご覧ください。

まず、特別区の名称については、大阪府・大阪市特別区設置協議会におきまして、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところです。なお湾岸区につきましてはベイエリア地域としての将来性を考え湾岸区とされたところでございます。

それぞれの特別区の区域については特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動、交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたものです。

なお、住之江区につきましては咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区とされたところでございます。

次に、本庁舎の位置でございますけれども、特別区設置協議会におきまして住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎。湾岸区は現在の港区役所。東区は現在建て替え中の城東区役所。南区は現在の阿倍野区役所。中央区につきましては知事、市長及び議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ 86 名を、北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人と割り振る形で決まったところです。また、議員報酬につきましては市条例に規定する報酬額の 3 割減となっております。

一番下の段の枠囲みのひとくちメモに、現在の 24 区役所等の扱いを記載しております。現在の 24 区役所及び現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民の皆さんの利便性が損なわれることはございません。

次に 9 ページから 13 ページに各特別区の概要として、先ほどのページと重複しますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。併せて本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しております。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また一番下の段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししております。

具体的に 9 ページをご覧ください。「 - 北区の概要」について申し上げますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。また、北区は表の最下段の方にありますが主要統計の昼夜間人口比率が 153%と、住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 69.4%と高い数値になっております。さらに上段の地図からも都心へのアクセスも充実、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます

す。

続きまして 10 ページをご覧ください。「 - 湾岸区の概要」について申し上げます。現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして、現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は最下段に記載の主要統計の工業出荷額が 1 兆 2 千億円と 5 区の中でも最も大きなものとなっております。上段の地図からも大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

11 ページをご覧ください、「 - 東区の概要」について申し上げます。現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。また、東区は最下段に記載の主要統計の年齢別人口比を見ますと、15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であることが分かります。併せて多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティーに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

続きまして 12 ページの「 - 南区の概要」について申し上げます。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして、現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所として残ることになります。また、南区は下の主要統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同様に 15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さまが多く住む地域であることが分かります。併せて、あべのハルカスをはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる定住魅力ある特別区となっております。

続きまして 13 ページをご覧ください。「 - 中央区の概要」について申し上げます。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。また、中央区は下に記載の主要統計の商業販売額が 18 兆 8 千億円と 5 区の中でも最も高く国内の都市でも有数の金額を誇っております。また、昼夜間人口比率が 237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区と言えます。

最初に協定書のイメージで述べましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを 5 人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものです。

次に 14 ページをお開きください。「 - 町の名称」についてでございますが、現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用されてきたもので、特別区の町名を決めるに当たっては原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入することを考えています。

湾岸区を例に申し上げます。此花区西九条を湾岸区此花西九条、港区市岡を湾岸区港市岡、大正区千島を湾岸区大正千島、西淀川区御幣島を湾岸区西淀川御幣島とすることを考えてございます。今後、最下段のひとくちメモにありますとおり特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

続いて 15 ページをご覧ください。「特別区と大阪府の事務の分担」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これから仕事と申し上げますけれど、その分担を示しております。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し調整するのかなどが決められるということです。

まず、オレンジの基本的な考え方をご覧ください。現在、大阪市は保育所や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と合わせて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを広域的な仕事を大阪府に一元化して国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などにかかわる仕事を行うことにしております。

そして、特別区では選挙で選ばれた区長、区議会のもと先ほど申し上げましたそれぞれの区の特性などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するということです。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。従って特別区は住民に身近なサービスを担うことになりまして、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際現在の大阪市の仕事の引き継ぎに当たっては現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっております。つまり、現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

続きまして 17 ページをご覧ください。「職員の移管（特別区の職員体制）」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しております。上段枠囲みの基本的な考え方に記載のとおり特別区と大阪府は先ほど説明致しました仕事の役割分担に基づきそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備致します。

中段以下の職員の移管（イメージ）をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府を合わせた概数で、左下に記載しておりますとおり 7 万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載ですけれど特別区設置当初には、特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するに当たり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいます。その後、行政改

革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で7万5,600人になると見込んでおります。

次に18ページで特別区の行政組織(イメージ)をお示ししております。組織の名称はあくまでイメージであり仮称ですが、5つの特別区には選挙で選ばれた区長のもと危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所で担っていた住民サービスの窓口は特別区になっても現在の24区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続いて19ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明致します。まず、上段をご覧ください。青い部分ですが、税源の配分とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。財政の調整とは先ほど説明致しました仕事の役割分担に応じてそれぞれがきちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからお金と申し上げますけれど、特別区と大阪府に分けることです。併せて各特別区に配るときに特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することです。

基本的な考え方に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないように致します。これによりお金の面からもサービス水準が維持されます。併せて大阪府には、大阪市から移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分致します。これはあくまで市から大阪府に移る仕事に必要なお金が配分されるということでありまして、大阪市から大阪府にお金だけ移るということではございません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後3年間は毎年、その後はおおむね3年ごとに大阪府・特別区協議会、仮称でございますけれど、この協議会で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移る仕事に使われているのかを検証してまいります。

特別区の財源(イメージ)をご覧ください。皆さまから納めていただく税金については、大阪市から大阪府に移る仕事に使用されるものを除き特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしております。

続きまして21ページをご覧ください。「大阪市の財産の取り扱い」についてご説明申し上げます。ここでは市民の皆さまが日ごろから利用している施設をはじめ、現在大阪府が持っている株式などのさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか大阪府に引き継がれるのかを記載しております。

基本的な考え方に記載しておりますが、まず学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は先ほど説明致しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪府が提供していたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さま



が日ごろから利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり使えます。

次に株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き特別区に承継されることとなります。下の枠囲み、ちょうど真ん中ぐらいになりますけれど、例えば高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にはその財産をどうするのか、その取り扱いについては大阪府・特別区協議会で協議致します。その際にはもともと市民が築き上げてきた財産であることを十分に踏まえて考えていくこととなります。

続きまして 23 ページをご覧ください。「大阪市の債務の取り扱い」についてご説明申し上げます。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、基本的な考え方に記載していますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明致しました財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されていくこととなります。

続きまして 24 ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明申し上げます。一番上の青い囲みの欄にございますけれど一部事務組合、機関等の共同設置とは、5つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことでございまして、一部事務組合については5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って大阪府内でも31の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。

今回、5つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業や、1つに集約して処理する方が効率的なコンピュータシステム、そして中央体育館の管理などでございます。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であります。一部事務組合で行う仕事は特別区のすべての仕事のうちの約7%となっております。

続きまして 25 ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明申し上げます。大阪府・特別区協議会とは大阪府と特別区が特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場でございます。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」という欄をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事、都の職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区のすべての区長を基本メンバーと致します。

そしてこれまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保や配分、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うなど、特別区にとっ

て大事なことについて話し合っていくこととしております。併せてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることに致しております。

続きまして 26 ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計(粗い試算)」についてご説明申し上げます。上段の推計の目的・位置付け・まとめをご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

一番下の枠囲みに記載しておりますけれど、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにあるとおりです。財源活用可能額という括弧で囲んだところがございますけれど、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して平成 45 年度には約 292 億円、29 年度から 45 年度までの累計では約 2,762 億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さまが必要としている新しいサービスを行うことができます。

続きましての 27 ページから 29 ページでは 5 つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、これにつきましては後ほどご参照いただければと思います。最後に 31 ページと 32 ページをお開きください。皆さまからよくある質問とそれに対する答えを載せてございます。例えばですけれど、問 1 では「特別区になっても住民サービスは維持されるの。」、問 2 では「これまで納めていた税金や水道料金は高くなるの。」、問 3 ですけれど「これまでの地域のコミュニティーや地域の行事などはなくなるの。」、以下 8 問ほど挙げておりますけれど、こういった質問に対してそれぞれ回答を記載しておりますので、これにつきましても後ほどご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして私からの説明とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

(司会)

ここで市長と西淀川区長が到着致しましたのでご紹介します。橋下徹大阪市長です。西田淳一西淀川区長です。それでは早速市長よりスライドを使いまして協定書の内容等についてご説明申し上げます。

(橋下市長)

皆さんお忙しい中このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また日ごろより大阪市役所の市政運営にご協力をいただきましてありがとうございます。きょうは特別区設置、いわゆる大阪都構想について 5 月の 17 日住民投票がありますので、皆

さんに判断をしていただくためのその材料になるようにきちっと説明をさせてもらいたいと思います。着席をさせていただきます。

まず最初に冒頭に皆さんにお伝えしたいことがあります。この説明会にはいわゆる大阪都構想に反対をしています自民党、民主党、公明党、共産党の各議員に参加を求めましたが断られたということをお伝えします。僕が一方向的にしゃべるのはおかしいということをいろいろメディアが言っていますけれども、そうならないように自民党、民主党、公明党、共産党の議員さんに出てくださいねというふうに言ったんですけれども出てくれなかったという経緯があります。

それからもう1点、質疑の時間をお取りしますけれども、これまでやってきた説明会の各会場でいわゆる大阪都構想について反対だということで自説を述べられる方がいます。大変申し訳ありませんが今回の説明会は住民投票をしていただくための判断材料を提供する説明会ですので僕の方からなぜこういう案を提案したのか提案理由をしっかりと述べさせてもらい、そこに皆さんが納得するかどうか、そして提案理由が仮にそれはそうだなと納得をされてもこの僕が解決しようとしている大阪の問題の解決策として今回提案したこの特別区設置、いわゆる大阪都構想の手段、これにふさわしいのかどうなのか、これを皆さんに判断していただくそういう場ですから基本的には反対の人とここで議論するとか反対の人が自説を述べられる場ではないということはそこはご理解いただきたいと思います。

その上で今からこの提案をした理由ですね、なぜこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というものが大阪に必要なのか、どう考えたのか、ここについてまず考え方を述べさせてもらい、その解決策として僕が感じているその大阪に対する問題意識、その問題点を解決する方法としてこの特別区設置、いわゆる大阪都構想という手段がふさわしいのかどうなのか、そこを皆さんに考えていただきたいと思っています。

まず話がなかなか複雑になってくると思いますので先にちょっとお聞かせ願いたいんですけども、今の大都市局の説明でよく分かったという方はどれぐらいいらっしゃいますか。もう正直に、お気遣いなく。何となく分かったという人はどのぐらいいらっしゃいますか。いや、まだよく分からないという方はどれぐらいいらっしゃいますか。さっぱり分からないわという方。すみません、じゃあちょっと説明をさせていただきます。

だけどこれ、この特別区設置、いわゆる大阪都構想というのはこれは手段、解決策なんです。何を解決したいのかということを知っていただかないとこの解決策だけを聞いてもこれがいいのかどうなのか分かりません。このいわゆる特別区設置、いわゆる大阪都構想でいったい何を解決するのか、そこをまず聞いていただきたいと思います。

そしてそれを解決する方法として本当にこれがふさわしいのかどうなのか、そこを皆さんに考えていただきたいと思うんですけども。まず僕は大阪府知事、大阪市長という職をずっとやってきました。今現職の市長ですけども以前は大阪府知事もやってきました。この知事、市長の経験から大阪には重大な問題がある、大変な問題がある、そういう問題意識を持ちました。

その問題意識というものは大阪の役所、大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理がまったくできてないなど、これは非常に問題だなというふうに思っています。そのことによってさまざまな弊害があるなど。これがまず問題意識の1つ目です。

どういうことに問題意識を持ったかといいますと、まずパネルの方の1ですけれども二重行政というものについてものすごく問題意識を持っています。大阪府と大阪市がそれぞれ同じような仕事をやっている、この仕事の中身はどういう仕事の中身かというとな大阪全体にかかわる仕事なんですね。大阪市民のためだけ、西淀川区民のためだけの仕事ではなくて大阪全体にかかわる仕事を大阪府も大阪市もそれぞれやっている。

これを二重行政と僕は意識をしまして、今あるものが二重だけではなくて今後将来もこのまま放っておいたら大阪には二重行政が続いてしまう、これはやはり改めなければいけないのではないかというのがまず問題意識の1つ目です。

大阪市役所がやっていますけれどもこちらをざっと見ていただきたいんですが、これは市民のためだけの仕事ではありません。例えば大学、これは大阪市民だけが学生ではありません。市立大学の学生、大阪市民の割合は3割以下です。7割以上が大阪市民以外が学生になっている。それから港は皆さんこちら西淀川区、ちょっと淀川を南の方に行けばもう大阪港がありますが、港は大阪市民のためだけの港ではありません。ここで貨物、そういうものが集められて大阪府内一円、もっと言えば関西一円にこの大阪港から貨物が運ばれる。

まさにこの港は大阪市民のためだけではなくて大阪府民全体の港、もっと言えば関西府県民のための港として機能していると。そういうものでこちらに書いてあるものは大阪全体にかかわる仕事、決して大阪市民のためだけの、大阪市民に対してだけの仕事ではなくて大阪全体にかかわる仕事。大阪府庁が大阪全体の仕事をするのは当たり前ですけれども、大阪市役所も大阪全体の仕事をやっている、これが二重になっているということを非常に僕は問題視をしています。

そして現在が二重になっているだけではなくてこのまま大阪府庁と大阪市役所を放っておいたら将来もずっと二重になっていく、そこに非常に問題意識を持っております。

もう1つ、2番目。こちらは今度大阪市役所の事業の失敗例、うまくいかなかった事業の例です。一部ですが額をよく見てください。僕は非常にこれは問題意識を強く持っております。全部皆さんの税金が充てられております。この凄まじいものすごい金額ですけれども1,200億円とか1,500億円、まだまだ皆さんの将来に向かって返済をしていかなければいけない、そういうもの。こういう事業の失敗というものは二度とこういうことはやってはいけない、これをなんとか止めさせなければいけないというのが僕の問題意識です。

オーク200、こちらの方はホテルなんですけれども不動産の投資事業、これを失敗しまして1,027億円失敗しました。その後、裁判所に訴えられまして銀行から訴えられました。損害賠償請求をされました。結論としては最後650億円支払うことになりました。これから皆さんの税金で10年間で650億円、1年65億円ずつ払っていくことになります。

オスカードリームは住之江区に建てた商業施設の上にまたホテルをひっつけたそういう建物なんです、これも不動産投資です。これは交通局がお金を使ってやったものなんですけれども 225 億円使って建設をしましたがこれも失敗で、先日民間の企業が買ってくれました。買ってくれた金額は 13 億円です。225 億円で建てて結局は最後民間の方に 13 億円で売却と。それで終わっていません。また銀行から訴えられました。損害賠償請求です。結論としては 285 億円の支払いと、交通局の会計から支払いをしました、一括金で払いました。

こういう数字を見て皆さんご存知だったかどうか分かりませんが、僕はもうこの市役所の今のこの状況、絶対に変えなきゃいけないという、そういう問題意識を持ったわけです。二重行政の問題とこういう数々の事業の失敗、これはなんとかしなきゃいけない、そういう強い問題意識を持った。皆さんがどう感じるかということです。

これは大阪市役所だけの問題ですけれども大阪府庁も数々のこういう事業の失敗があります。金額を見てください、ものすごい金額です。これは大阪府庁の事業の失敗例ですね。大阪市役所の事業の失敗例、そして大阪府庁の事業の失敗例、これは全部皆さんは大阪市民でもあり府民でもあるわけですから両方皆さんの負担になります。二重行政だけではなくて大阪市役所の事業の失敗、大阪府庁の事業の失敗は皆さんに両方とも負担になるわけです。

4 番。その結果これです。こちらを見ていただきたいんですが、これは大阪市民 1 人当たりが負担をさせられている大阪府庁分の借金、大阪市役所分の借金、大阪市民 1 人当たりの負わされている借金額だということです。これ、色が付いているこちらの方が大阪府分、こちらが大阪市分、こっちは東京都民 1 人当たりの負わされている借金額ですね。こっちは東京都分、こっちは特別区分。見てください、大阪市民 1 人当たりの借金額は 160 万円、東京都民の方は 48 万 4,000 円、東京都民 1 人当たりの借金額の方が 3 分の 1 以下なんです。

僕はこういう状況がずっと続くというのはやっぱり違うんじゃないかと、なんとか変えなきゃいけないという非常に強い危機感を持っています。

これはこちらの方は大阪府の借金、大阪市の借金なんですけれども、もちろん大阪府の借金は大きいんですが、ただ大阪府というのは府民 880 万人ですから 1 人当たり換算すると、1 人当たりになるとこれぐらい、63 万円分なんです。大阪府というのは大阪府よりも借金額は少ないですけども、しかし人口は 260 万人ですから、大阪府は 880 万人、大阪市の 260 万人、ですから 1 人当たりの借金額にすると大阪市分というのはとてつもなく大きくなるんです。

僕がここで問題意識を持っているのは大阪府分と大阪市分、合わせてこんな大きな負担を大阪府庁と大阪市役所が市民に負わせていいのかと、仕事の役割分担ができてないじゃないかと。こちら東京都の場合には見てお分かりのとおり東京都が大きい借金をしています、大きな負担をしています。そして特別区はほとんど負担をしておりません。僕はこう

いう役所の姿を目指していくべきではないかというふうに思っているわけです。

大きな負担をする役所と、もうそうではない負担をしない役所。そういう役割分担をしっかりやっていくべきだと。今の大阪府庁、大阪市役所のこの負担を見てください、両方とも大きな負担をしてしまっている、これが二重行政というものであり事業の失敗例、あれが全部このように市民の皆さんに負担としてかぶせられているという状況です。

この問題をそのまま今の大阪府庁、大阪市役所のままでいいと、なんとかなるというふうに考えるのか、いや、やはりこれは一から役所から作り直さなきゃいけないと考えるのか、ここでいわゆる大阪都構想についての賛成、反対が分かれてきます。大阪都構想賛成ということはやはり役所を作り直さなきゃいけない、反対ということは今のままでなんとかなるということのそういう分かれるポイントですね。

じゃあこんな状態、さっきの二重行政やそれから役所のいろんな失敗事例、これを止めるためにじゃあ役所を作りかえる。なぜ役所を作りかえるとそういうことが防げると考えられるのか、これが今回の提案理由の1つなんですけれどもパンフレットの3ページ。こちらのプロジェクターの方でもご覧になっていただければ。

これはさっき大都市局の方から説明をさせましたが重要なところなので説明させていただきます。大阪市役所というものは通常の市役所とちょっと違うんですね。仕事が通常の市役所がやるような仕事と、それから先ほども言いました大阪全体にかかわる仕事、これを両方併せ持ってやっているのが大阪市役所なんです。

通常皆さんが市役所の仕事としてイメージするもの、医療、福祉、教育、子育て支援とか保育の問題、高齢者へのいろいろな対応策、小学校、中学校の学校の問題、ごみ処理の問題、これが普通皆さんがイメージする市役所の仕事だと思います。それと同時に大阪市役所は広域機能といいまして大阪全体にかかわる仕事をやっているわけです。

さっきも言いました病院とか港とか大学とか、そういうものも大阪市役所がやっている。地下鉄などというのもこれは大阪全体の仕事の一番の典型例ですね。地下鉄なんていうのはあれは市民の皆さん、利用者の割合は3割だけです。全利用者のだいたい3割が大阪市民のみなさん、残り7割は大阪市民以外の方があの地下鉄は利用している。すなわち大阪全体の仕事なんですね地下鉄というのは。

にもかかわらず地下鉄も今大阪市役所の仕事になっています。大阪府庁は当然大阪全体の仕事をやります。何が言いたいかといいますとさっき二重行政のところで説明をしましたが、大阪全体にかかわる仕事を大阪市役所、大阪府庁がそれぞれやっていると、僕はここに非常に問題意識を持っている。これが二重行政の原因だと考えたわけです。

じゃあこれどうしたらいいのか。この今、大阪市役所が担っている大阪全体にかかわる仕事を大阪府庁の方に全部移してしまう。大阪府庁で全部もう大阪全体にかかわる仕事をやってくださいよと。今は大阪市役所と大阪府庁がそれぞれ別々に大阪全体にかかわる仕事をやっていますけれど、大学とか病院とか港とか、でもこういうのはもう全部大阪府庁でやってくださいというのが今回のいわゆる大阪都構想の提案です。

今まで大阪市役所と大阪府庁が別々でやっていたものを大阪府庁に一本化するわけですからこれで二重行政がなくなるだろうというのが、今回の提案です。実際にこの今大阪全体にかかわる仕事を大阪市役所と大阪府庁がやっています。これを一本化して新しい大阪府、ここに全部大阪全体にかかわる仕事は一本化しようと、そして新たな大阪府となっていますが法律改正があれば名前が大阪都に変わります。ですから大阪都にもう大阪全体にかかわる仕事は全部移してしまおうというのが今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想の提案です。

これは実は 1943 年に東京でも同じようなことが行われました。今から 72 年前までは東京も東京府と東京市だったんです。そこでこの東京府と東京市の仕事を 2 つにばらばらにやるのは良くないということで 1943 年東京府と東京市を 1 つに合わせてできたのが今の東京都です。

ですから同じような形で大阪府と大阪市も合わせて、大阪全体の仕事を合わせてもう新しい大阪、名前を法律改正で変えれば大阪都になりますが、新しい大阪都にもう大阪全体の仕事は全部任せてしまおうということです。これで二重行政はなくなるだろうと。

そして税金の無駄遣いを止める、数々の失敗例を止めるということなんです、それは今大阪市役所がこれは大阪全体にかかわる仕事までやってしまっている、これを全部大阪府の方に移してしまう、そうすると大阪市役所がどういう仕事を担うかという通常市の市役所の仕事に集中することになります。医療、福祉、教育、ごみ処理、商店街の活性化、通常皆さんがイメージする市役所の仕事、そこにもう仕事を集中させようと、そうすればあのような不動産投資とか、ああいうことにいろいろ手を出すことも少なくなるだろう、なくなるだろう、大阪府と同様の負担を大阪市役所がすることはなくなるだろうと考えました。

パネルで 4 番。今大阪府と大阪市、これだけの負担をしていますけれども、これを大阪市の方は大阪府と同様の負担を負わないようにする。大阪市は医療、教育、福祉の仕事に集中してもらって東京のまさに特別区、まさに今回僕が提案しているこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というのがこの大阪市内に特別区という役所をつくってこういう形のもう負担をあまり負わない、そういう役所につくり変えてしまう。大きな負担は新しい大阪府、名前が変われば大阪都、そして医療、福祉、教育に集中する特別区はもう大阪府、名前が変われば大阪都と同じような負担を負わない、こういう今の東京都と同じような仕組みにしていこうじゃないかというのが今回の提案です。

ですから二重行政をなくすためには大阪市と大阪府それぞれが大阪全体にかかわる仕事をやっていますけれどもこれを一本化する、そして大阪市役所はもう医療、福祉、教育、通常市の市役所の業務に集中してもらうことによって大阪府、名前が変われば大阪都ですけれどもそれと同じような負担はもうさせない、そういうことを考えて今回提案をしました。これが今回の大阪都構想の提案理由の 1 つ目です。

2 つ目は大阪の発展ということ考えたとき今の大阪の役所はどうあるべきかという

ころから今回提案をさせてもらいました。知事の経験がありますので僕はもうこう考えているんですけど、大阪全体を見渡して大阪全体をけん引していくそういう役所が大阪には存在しないというそういう認識に至りました。

それは大阪府庁が大阪全体をやってくれるんじゃないのと皆さんお思いかも分かりませんが、今は大阪市内は大阪市役所、大阪市以外は大阪府庁、こういう役割分担ができていて、大阪全体のことをやっていくにも常に大阪府庁と大阪市役所が協議、話し合いをしなければいけない、そういう状況なんです。

これは大阪の経済の活性化だけではなくて西淀川区民の皆さんが一番気にされている防災の面でもそうです。大阪府庁と大阪市役所が協議をしなければ進まないようなそういう役所の今の状況だと僕は認識しています。これは大問題だと。まずは経済の問題から話をさせてもらいますが、皆さん大阪の発展ということを考えたときに大阪市内のことだけを考えると大阪が発展すると考えられるのか、それとも大阪の発展ということをもし目指そうと思えば大阪府全体の視点で物事を考えなければいけないと考えられるのか、その辺りの認識の違いで大阪都構想賛成反対という考え方も分かれてくるのかなというふうに思っています。

僕は大阪府知事、大阪市長という職の経験を通じて、今も現職の大阪市長ですが常にやはり大阪経済、これを活性化させていかなければいけないということを常に考えています。やはり皆さんの仕事、雇用を生み出して、そしてできれば賃金が増えること、失業率が下がること、そういうことをなんとかできないかということを常日ごろいろいろ考えているところなんですけれども、例えば大阪の企業の数、企業数の方です、法人数、8番。大阪にどんどん会社を増やさなきゃいけない、西淀川区にもどんどん会社が来てもらいたいと思います。大阪の会社を増やさなければ大阪の経済活性化にはつながりません。

外国人観光客も増えることによって大阪の消費というものが温められるわけですね。外国人観光客が飲み食い買ってくれることによって大阪の経済が活性化する。だからどうやって外国人観光客を増やすことができるのか、そういうことを常に考えています。

またこれはデパートの販売状況なんですけれどもデパートの販売の売上率の増加率、売り上げの増加率は今大阪が全国で一番なんですけれどもこれは小売業の象徴例ですから、こういうところをどうやってそういう商店が儲かるのか、どういうふうにやったらいいのか、そういうこともいろいろ考えているわけです。

それからホテルの稼働率、今ホテルの稼働率は非常に高い状況になっていますが、このホテルの稼働率を上げる、要はお客さんに、観光客にたくさん来てもらうためにはどうしたらいいのか、そういうことも考えています。またホテルが足りなくなればどこに建てたらいいのか、そういうことも常に考えております。

大阪全体の景気を良くして大阪の仕事を生み出していく、有効求人倍率、どう大阪の中での仕事を増やしていくのか、そして仕事が増えていけば失業者が減っていきます、どう失業率を減らしていくのか。大阪全体の景気が良くなれば地価も上がっていきます。



結局大阪の景気を良くする、大阪のこういういろいろなさまざまな数字を良くするためにどうするか、どうしたらいいのかということを常に考えるんですけども、そのときに大阪市内という視点だけで物事を考えてこの数字が良くなるのか。いやそうではなくて大阪全体の視点で大阪府域全体の視点で物事を考えることでこういう数字が改善していくのか。

僕は今もう大阪の経済を良くしようと思えば、大阪市内のことだけを考えていても駄目だろうと、大阪府域全体の視点で物事を見て大阪府全体でいろいろな取り組みをやることによって大阪の経済が活性化する、そういう時代だと僕は考えております。ですから経済活性化をやると思うと大阪府全体をきちっと見渡して、そして強力にいろいろな政策を実行していく、そういう役所が必要だというふうに今強く感じているわけなんです。

なぜ大阪全体の視点が必要なのかといいますと5番。これは大阪府の地図で赤いところが大阪市のエリアですが、青い点々は事業所、経済活動の主体です。企業だったり商店だったり事業を営んでいる、そういう事業を営んでいるところ、それを青い点で打ったところなんです。これをご覧になってお分かりのとおり経済の主体は大阪市内にとどまっておられません。これを見てもらったらお分かりのとおりもう経済の活動主体が事業所というものは大阪市域内を越えてもう大阪府域全体に広がっているわけです。

昔は大正時代までは大阪府の人口のうち7割が大阪市内に集中していましたので、経済活動の主体は大阪市内に集中していたのでしょね。でも今の時代はこの大阪市の枠を越えて経済活動の主体は広がっていつているわけです。白いところは全部山ですほとんど。ですから大阪府の平野部において事業経済活動の主体というものはもう大阪府の平野部全体に広がっているこういう状況。

それから次に6番。こちらは人の移動の状況を示した図なんですけど、大阪府がありますが、ピンク色の部分はピンク色の部分で人の移動が行ったり来たり行われているという図です。大阪市内だけで人の移動が行われているわけではありません。大阪市というこの境界を越えて人が移動している。当たり前ですね、先ほど説明をしましたが大阪市の地下鉄も、大阪市営地下鉄の利用者も利用者の割合7割ぐらいが大阪市民以外なわけですから、みんな大阪市民以外がとにかく大阪府域内を行ったり来たりしている状況。

要はもう経済活動というものは大阪市内だけで見るのではなくて大阪府全体で経済活動というものは見て、そこでいろんな政策を打ち立てて実行していかなければいけない、そういうふうに僕は考えております。ですから大阪の経済を活性化させるといったときには大阪市内の視点ではなくて大阪府域全体の視点で見なければいけない、そしてそれをきちっとやる役所が必要ではないかというふうに僕は考えたわけです。

例えば大阪の活性化の例として地下鉄なんかもこれになりますけれども、17番です。これは、すみません、ちょっと水を飲ませてもらいます。きょう3回目です。すみません。こちらは東京の地下鉄の状況なんですけれども、13の地下鉄のうち10路線がもう乗り換えなしで行ったり来たりできる、私鉄とつながっているんです。これが東京の状況です。こ

れは東京都がいろいろ考えてこうやっているわけですね。これはこういう東京の状況。

大阪は16番、9本の地下鉄のうち行ったり来たりできるのは3路線だけです。大阪市の地下鉄というものはこれは大阪市営地下鉄ですから今市役所がいろいろ考えているということになります。これは地下鉄と私鉄が簡単に乗り入れることができるかといえば、これは技術的な問題があるので簡単にはいきません。線路の幅が違うとか電気を取り入れる仕組みが違う、私鉄と地下鉄で違うというのがあるので簡単にすぐに私鉄と地下鉄が相互乗り入れできるという問題ではないんですが。

ただ技術の問題はこれは常に技術開発が行われますので、要は大阪全体でこの鉄道ネットワークというものは考えていくべきなのか、地下鉄と私鉄、そういうものを合わせて大阪全体で地下鉄、鉄道のネットワークを考えていくのか、それとも大阪市内の視点で地下鉄や鉄道のネットワークを考えていくのか。

僕はもう大阪全体で考えていく時代だと思っています。そういうふうに感じています。私鉄と地下鉄を合わせて大阪府域全体で鉄道のネットワークはどうしていくのか、そういうことを考える時代にもう僕は入ってきているのだと思っています。

そして15番。これは高速道路です。こちらは東京の高速道路なんですけど中央環状線という高速道路がこの間開通しまして、新宿から羽田まで今まで40分かかっていたところが20分で行けるようになりました。池袋、新宿、渋谷、東京のど真ん中をこれは高速道路が通っているんですが、どこを通しているかといえば地下のところをバーンと高速道路を通しています。これは皆さん計画は40年前に立てられた計画、40年かかってこういうふうになったわけです。

こちらは大阪の状態です。これは皆さん淀川左岸線で本当にいろいろご協力いただきましてありがとうございます。今、淀川左岸線の工事が進んでおりますし、ちょっと西淀川の対岸のところになりますけれども淀川左岸線、工事を進めております。これは湾岸線、大和川線、近畿自動車道、これは本当は環状にしなければいけないんですけども、この赤色の部分がずっとこれまで計画が進んできませんでした。なぜかというところは右側の方が大阪府担当、このへんぐらいが大阪市の担当、大阪府と大阪市で話が整わなかったんです。整わなかった。

今回僕と松井知事でもう話、合意をして、これはやはり大阪全体のために進めなければいけないというふうに決めました。やろうというふうにやっとならなうんですけども完成するまで20年、30年かかります。ですから大阪の発展ということを考えたときに大阪府庁、大阪市役所が話し合っただけからもうやっとならなうというそういうやり方を取るのか、もちろん話し合いをしてうまくいくことも、うまくいったこともたくさんありますよ、大阪府庁と大阪市役所。でもこのようにうまくいっていないこともあるわけですね、高速道路の1つを取っても。

さっきの地下鉄の方、いいですか。東京の方、いいですか。東京も1年、2年でこうなったわけではありません。僕は40年前東京に住んでいました。東京の渋谷区幡ヶ谷、この

へんだったんですけれどもね。そのころはこの私鉄、京王線というところに僕はよく乗っていたんですが新宿で行き止まり、小田急線も新宿止まり、東急東横線は渋谷止まり、みんなそんな感じだったんです。

地下鉄と私鉄というのは別にそんな乗り入れしていませんでした、40年前とかそんな。40年たった今どうなったかというところいう状況になったということです。もう13の地下鉄のうち10本は乗り換えなしで行き来ができる。横浜から地下鉄を通ってそのまま栃木とか、横浜から地下鉄を通って埼玉とか。

まちの発展というものは1年、2年ということではありません。本当に大阪の発展ということを見ると20年、30年、40年というそういう期間で考えなければいけない、そういうこの大阪の発展ということ考えたときにこれまでどおり大阪府庁と大阪市役所がそれぞれ話し合いをしながらやっていくのがいいのか、それとも強力に大阪全体のことを考える役所というものをしっかりつくって、そして大阪全体のことはもうそこに任せると、どんどん大阪を引っ張っていってくれという役所をつくるべきなのか、僕はそういう役所が必要なのだなというふうに考えております。

ここは考え方の違いのところではあるんですけれども、僕は強力に大阪を引っ張っていく役所が必要なのではないかなと思っています。例えば空港で18番。こちらの方は空港と都心部が近くなるということがまちの発展につながるわけですが、成田空港と羽田空港が東京にあります。成田空港から昔東京、東京から成田空港ってものすごく遠いイメージがありました。今や36分で結ばれています。大阪市内から関空に行くのと変わらない、もっと早いぐらいで成田空港まで行っているんですね。

さらに成田空港から羽田空港まで電車1本でつながってしまいました。93分で乗り換えなしで行けるようになっていっているんです。品川から羽田空港までは最速で14分で行ける。昔、東京モノレールというもので僕もよく羽田に行っていたんですが、もう1本それに隣に鉄道を敷こうかなんていうことになっている。こういう形の計画というのは1年、2年の話ではなくて10年、20年、30年の計画なんですね。

今、大阪でも関西国際空港にもっと早く着かなきゃいけないだろうということでやっと松井知事と話をしましてJR大阪駅の駅前のあの大きな広場、あそこは今緑のまちづくりをやっていますけれども、あれの下に地下の駅をつくってなにわ筋線という地下鉄を引いて、そのまま南海とJRにつなげて関西国際空港につなげていくという計画、これをやろうということで松井知事と話をしているんですが、できるのに20年、25年かかります。遅ければ30年とかそんな話なんです。

ですから僕はもっとスピーディーにもっと大阪を良くする、経済を活性化させる、そういうことを考えた場合には大阪全体の仕事は大阪府庁に任せたらいいやんかと、名前が変われば大阪都庁ですがそこに全部大阪全体の仕事は任せようよというそういう考えです。そこをどう思ってもらおうかということなんですけどね。

これが大阪の、これが経済の活性化なんですけれども、西淀川区の皆さんにとっては防

災という面が非常に気になると思います。これも今まで大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしながら、協議をしながら進めていたところがあります。そして津波対策についても一定の方針、計画はどっちが立てるのかははっきりしていませんでした。

僕が以前知事の時に津波被害対策というもの、津波被害の予測というものをボーンと出したんですけども、前市長にそういうものは出してもらったら困るというふうに言われてしまいました。どっちがその責任者なのかよく分からない状況だったんです。今は僕と松井知事のもとで話し合いをしまして松井知事の方に決めてくださいということを行いましたので10年で2,000億円予算をつぎ込んで津波対策をやろうと、そして西淀川区とか此花区とか緊急整備地域は3年でやり切ろうと、これは松井知事が方針を決めたわけです。

僕はそれに従いますよ、それは僕と松井知事の間関係ですからそれでやりましょうということなので今進めているんですね。ですから緊急整備地域はこの西淀川の緊急整備地域なんかでも3年でやり遂げるということをやっていますけれども。以前というかこれは大阪府庁と大阪市役所が本来は話し合いでやっていくということ、たまたま僕と松井知事の関係でこれを進めることができました。

僕はもう役所自体をつくり変えてこんな津波対策以外などというのはもう大阪府庁と大阪市役所が話し合ってやる問題じゃないと。大阪府庁、新しく名前を変えれば大阪都庁、ここがやはり計画を立ててガンガン引っ張っていく、そういう大阪にしなければいけないのではないかと僕は考えているところです。ですから津波被害対策などについても大きな方針、大きな計画、基本的な計画はやはりこれは大阪全体の計画として大阪都庁がしっかり計画をつくって引っ張っていく、僕はそういうふうにしないと被害対策は進まないというふうに考えております。

これが問題意識の2番目でありまして、大阪全体のことを考えて計画をつくり実行していく、そういう役所が大阪には必要だと、これは経済活性化のことだけではなくて防災対策、災害対策の面でも必要だという問題意識から今回の大阪都構想を提案させてもらいました。

そして3つ目の問題意識はこの大阪市内、住民の皆さんの声をしっかり聞く、そういう役所になってないのではないかと。住民の皆さんの声をしっかりくみ取れるような仕組みになってない、これが問題意識の3つ目です。

これはどういうことかといいますと大阪市内260万人人口がいるんです。大阪市260万人の人口。これは広島県と京都府と同じぐらいの人口なんですね。広島県が280万、京都府が260万、すごい人口が大阪市内にいます。そんな中で広島県や京都府、同じような人口でどうやって住民の皆さんの声をしっかり聞くか。

どういう役所の仕組みになっているかといいますと次の図。京都府の方は263万人の人口には実は15人の市長、10人の町長、1人の村長、要は26人の市町村長がいる。市町村長というのは選挙で選ばれる役所のトップですね。選挙で選ばれる役所のトップ。それが260万人の京都府には26人の市町村長がいて、これは人形の形になっているのが選挙で選

ばれる行政のトップですが、この人間が一生懸命住民の声を聞くのに走り回っているという状況です。

広島県の場合には人口 285 万人、大阪市よりも若干 20 万人くらい人口が多いんですけどもだいたい同じくらいと見ていただいて、この 285 万人の住民の皆さんに対して選挙で選ばれる行政のトップ、これはみんな選挙で選ばれる市長や町長ですが、23 人が 285 万人の皆さんの声を聞く、そういう仕組みになっているわけです。

260 万人の京都府では 26 人の選挙で選ばれる行政のトップ、広島県の場合には人口 285 万人に選挙で選ばれる行政のトップが 23 人、これで一生懸命住民の皆さんの声を聞こうというそういう仕組みになっているんですね。

ところが大阪市は皆さんご存知のとおり、この前のページ、選挙で選ばれる役所のトップは僕 1 人だけです、260 万人の住民の中で。これで本当に皆さんの声をくみ上げることができるのか、皆さんの声を反映した役所の仕事ができるのか、僕は大いに疑問を持っております。これをなんとか変えないと大阪市は良くなれないというのが僕の問題意識の 3 番目です。その問題意識から解決方法として今回大阪都構想というものを提案させていただきました。

皆さん、え、そんな、橋下おまえ市長 1 人だ、選挙で住民の声を聞く役割は市長おまえ 1 人か、役所のトップは橋下 1 人なのかというふうに感じられるかも分かりませんが、ここにいる西田区長はどうなのだというのを思われるかも分かりません。ただ皆さん、西田区長は非常に西淀川区民の皆さんの声を聞いて一生懸命仕事をしてくれる非常に優秀な区長ではありますけれども選挙で選ばれておりません、選挙で。これは非常に大きな問題なんです。といいますのは最終決定権を持っておりません、選挙で選ばれておりませんから。

ですから最後が僕にお伺いを立てて僕の判断を仰ぐ。僕に限らず大阪市役所の本庁舎、淀屋橋の方に通って淀屋橋にある大阪市役所、僕が仕事をしているところの関係各局長、大阪市役所の幹部、そこにお願ひもし、話もし、協議もしながら物事を進めていく。やはり無理だと言われることもある、駄目だと言われることもある。西淀川区のためにと思っているけれどもできないこともたくさんあります。

ただ選挙で選ばれた僕の場合には最後自分の責任でやろうと思えば決定ができると、そういう立場なんですね。西田の場合には最終的には僕の部下ですから僕が決めたことに従わなければいけない。最後は職務命令で西田は僕の意見に最後従わなければいけないという立場なんです。

僕は違うのではないかなと。西淀川のことは僕よりも西田の方がよく知っています。それは西淀川の中をしょっちゅう歩き回って走り回って皆さんの意見を聞いている。僕と皆さん、顔を合わせたことは初めてだという方はいらっしゃるかも知れないけれども西田とは何遍も顔を合わせたことがあるという方もたくさんいらっしゃる。地域の行事、運動会、そういうところにも足しげく顔を出しているいろいろな皆さんの声を聞いている、でも

自分で最後決められないんです。これは違うのではないのという問題意識です。

例えば25番、図書館なんですけれども図書館の数、大阪市1区1館というルールがあります、1区1館。これは人口5万人の福島区でも1館、西淀川区は9万7,000人、約倍の西淀川区でも図書館は1館、1区1館で24館です。なぜこうなっているかというとならば大阪市長1人で調整できません。もし西淀川区に2館目をつくるとなればほかの区からももう1館つくれ、うちのところにも1館つくれとなってくるんですね。そういうことを大阪市長1人で調整することはできないということでもう1区1館の方が誰からも文句が出ないだろうということで1区1館になっているわけです。

こちらをご覧ください、特別区、まさに今の西淀川区とは全然違うんですね。この大阪都構想で目指そうとしている特別区というものは区長は選挙で選ばれます。ですから図書館の数、もうみんなそれぞれが決めています、自分の責任で、お金のある範囲でいくらでも建てればいわけです、お金がある範囲です。でも大阪市役所は1区1館ということになっています。

図書の数をご覧ください。東京の場合には東京都民1人当たりの図書数2.9冊、大阪市民の場合には大阪市民1人当たりの図書数1.4冊、半分。大阪市というのは東京に比べて非常に本のないまちなんです、図書館の少ないまち。でもこれを増やそうと思ってどこにいくつつくるのか調整ができないんですよ、だから1区1館にしている。本当にそれでいいのかと、住民の皆さんのその要望に応えられるのかというのが僕の疑問です。

次のパネル。スポーツセンター、温水プール、1区1館です。24、24、もう1区1館。ところが東京の場合にはそれぞれの区に必要な数を自分たちで決めていく、自分たちの責任で決めていく、こういう状況になっていると。大阪市内というのはこれまでは1つの塊と見て大阪市長、大阪市役所が一定の方針を立てると西淀川区もさっき行ってきた鶴見区も、その前は城東区も全部一緒に一律にことを進めてきたというのが今までの大阪市の行政のやり方です。

それを徐々に今変えようということで西田の方にも決定権を譲りながらいろいろ西淀川区独自の取り組みをやってもらっているんですけど、でもこれも微々たるもんです。僕は今度は区長にこの大阪市長と同じだけの決定権を与えて住民の皆さんの声を聞いて自分たちで決めてくださいよという、そういう新しい大阪というものを目指したい、そうしなければいけない、そういう問題意識からこの大阪都構想というものを提案しました。

先ほど大都市局の方から説明があったかと思います。特別区を大阪市内に5つつくるとしてそれぞれ5つのエリア、これはもうそれぞれの特色があります。先ほども言いました西淀川区とさっき行ってきた鶴見区、全然まちの状況が違います、課題も違います。

さっき鶴見区で僕が話をした時には西淀川区にこの後行きますけれども、西淀川区の多分ものすごい課題、住民の皆さんが意識されていることは津波対策だだと思います。でも鶴見区民の皆さんは津波対策を意識していませんよねということもさっき話してきました、多分そうだと思います。これは西淀川区は西淀川区の重要な問題、津波対策とかこういう

ことは重要な問題、でも鶴見区ではそうではない。

住んでいる方々の年齢層も違います。鶴見区というところは非常に子育て世帯が多くなってきています。しかし西成区というところはやはり高齢者が多くなってきている、全然違うんですね。それから商業が集まっているまち、これは北区とかそれから中央区、商業が集まっています。ところが南区や東区、これは住宅街や、西淀川区を含む湾岸区はこちらの方には工場地帯、工場も多いと、それぞれまちの特色が違います。そうなれば課題も違う、それを大阪市内全部一律にとらえて大阪市長が全部一律に物事を進めていいのかと、違うと感じているわけです。

やはり大阪市内、少なくとも5つのエリアに分けてそれぞれの地域、エリアごとにその特色、その地域の特色に応じた行政をやっていくのがこれからの大阪の進むべき道じゃないかというふうに思っています。

そういうことで選挙で選ばれた区長になりますね、特別区の区長になりますと住民の皆さんの声を聞きながら、そしていろいろな声を聞いて最後はその各区長の候補者が自分のまちはこうします、こうしたいということを訴えて、最後は住民がどういう方向性で行くのかを選ぶ、そういうことになります。

今、大阪市内はどうなっているかということ大阪市長だけが選挙で選ばれますから大阪市長選挙しかありません。皆さん大阪市長選挙に行かれたと思いますけれども、その時に僕も大阪市長選挙に出るときには大阪市をこういうふうにしていきたい、大阪市をこういうふうにしたいということを訴えかけます。西淀川区とか此花区をこういうふうにしたいとは訴えかけません、大阪市をこういうふうにしたい、それで大阪市民が皆さん投票するわけですね、どの市長がいいのか。

それはちょっともう今の時代違うんじゃないかと。大阪市内を5つに分けて5つの地域ごとに区長選挙をやりそれぞれの住民の皆さんが自分の地域はどうするかを決めていく、そうすべきだということでこの大阪都構想を提案しました。

そしてもう1つはこれからの時代ですね、行政の方が何から何まで皆さんにもうすべてあれをやりますこれをやりますということと言える時代ではなくなってきました。ただしそれぞれの地域で必要なものはたくさんあります。図書館を増やしたいとかこういうところで福祉をもっと充実させたい、いろいろな声があると思いますけれども何かを増やせば何かを我慢しなければいけない、そういう時代に入ってきます。

その何かを増やして何かを減らすという調整を大阪市全体で大阪市長1人でできるかといえどもこれはできないというのが僕の認識です。そうであれば大阪市内5つのエリアに分けてそれぞれに選挙で選ばれた区長を置いて、その地域の中で何が必要で何を我慢するのか、それを住民の皆さんにきちっと考えてもらい、最後は区長選挙でどの方向性を選ぶのか住民の皆さんに決めてもらう。

何が必要で何を我慢してもらうのか本当にこれは大変です。西淀川で必要としているものと鶴見で必要としているもの、西成で必要としているもの、それはそれぞれ違うと思いま

す。我慢ができるものもそれぞれ違う、それを大阪市という単位で1つでやろうというのは限界じゃないかという思いで5つの特別区というものを置いてそれぞれの地域で住民の皆さんに考えてもらう、そういう方向を目指していこうというのが今回の提案理由の3つ目なんです。

教育委員会の問題とかもちょっと考えてもらいたいですけれど。教育委員会、これは体罰と暴力事案、大阪の学校なかなか落ち着きません。それからこれいじめの案件、なかなか落ち着きません。教育委員会でもしっかり取り組んでもらおうということで今いろいろな話をしていますが、大阪の問題点のもう1つは先ほど言った住民の声をしっかり聞けるそういう仕組みになってない、住民の皆さんに目が行き届くような役所の仕組みになってないということは、教育委員会制度もそうなんです。大阪市内には教育委員会は1つしかありません。これで学校を400校見ているんです、400校以上、見切れません。

教育委員会で議論をしました、どうなんですかと、400校以上も見られないでしょう、教育委員会も言っていました、これは限界ですと。普通はですね皆さん、1つの教育委員会で見ている学校というのは10校から40校ぐらい、多くて40校ぐらいなんです。50校がそれでも多いぐらい、普通はそうなんです。ところが今の大阪市の教育委員会は400校以上見なければいけない。体罰の問題もいじめの問題もこれはなかなかこれ対策として落ち着かせるような対策、もう行き届いたそういう対応策はやっぱり取れないと思います。非常にこれは僕は問題だと思っています。

今度大阪都構想になって特別区が5つになりますと教育委員会が5つ置かれます。ですから今1つで400校の学校の面倒を見ているところを5つの教育委員会でしっかり400校以上の学校を見て1つの教育委員会当たりでそういうのも80校ぐらいになるのでしょうか。それでも多いかも分かりませんが、でも今400校見ていることに比べればはるかにましな状態になります。今度大阪都構想をやれば教育委員会が5つ置かれることになります。

さっきの首長のパネルありますか、京都府と広島。この図、これは選挙で選ばれる長の数だけですけれども、実はこれは教育委員会の数も同じなんです。ですから京都府には26の教育委員会が学校の面倒を見ている、26の教育委員会があるんです。広島県の場合は23の教育委員会がある。ところが大阪市内には1つの教育委員会しかない、これはもう重大な問題だと思っています。今回の大阪都構想では5つに教育委員会が増えます。

それから児童虐待の事案なんですけれども、児童虐待の数もどんどんどんどん増えていきます。西淀川でも悲惨な事件がありました。この対応をする児童相談所は実は児童相談所は1つしかありません、大阪市内に。これはやはり少な過ぎるということで僕は1つ増やしてくれということで指示を出してお金を付けるということをやりました。今度、平野区にもう1つ児童相談所をつくることになりました。

まだ足りません。特別区になると児童相談所が5つに増えます。この5つに増やしたこの児童相談所でしっかり子どもたちのいろいろな問題に対応してもらいたいと思うんです。数を増やすのだったら今でも増やせばいいのではないと言われるかも分かりませんが、重



要なことは児童相談所を増やすだけではなくて選挙で選ばれる行政のトップ、それが必要なんですね。児童相談所を増やすだけでは駄目なんです。

児童相談所がいくら増えてもそこで解決できない問題、最後判断に迷った問題、そういうことは全部市長のところへ上がってくるわけです。僕でそれをいろいろ話を聞いて最後決定しなければいけない。問題があれば各局に指示を出さなければいけない、これはやはり1人では無理です。ですから選挙で選ばれた今度は特別区長、選挙で選ばれた区長が5人置かれますので、この選挙で選ばれた区長5人と児童相談所5つ、それをそれぞれ組み合わせると子ども問題に対応してもらおう。

なぜそんなに選挙で選ばれた区長、選挙で選ばれた区長というふうに言うのかと、何が違うのだと思われるかも分かりませんがこれはパンフレットの19ページ、区役所の図。何ページですか、18ページですね。何が違うのかと、なかなか皆さんイメージできないかと思うんですけど役所で仕事をすれば、本当に僕も役所で仕事をやったからこうやって偉そうにしゃべれるんですが。

今、西田区長はこっちなんです。今の区役所はこういう立場、ここに西田区長ですね。いろいろな区役所である部門、窓口サービス部門とかそういうところ、そういうところのトップで区役所の中の組織に指示を出すわけですね。ですから児童相談所とかそういうところには指示を出せないんです。ただ西淀川では区民のことを一番分かっているのは区長だろうから児童虐待の対応をしっかり頑張ってやってくださいねということを行っています。

いろいろな問題が起きて区長のところに来るんですが、いや、ここの局にこういうふうにしてもらおう、こういうふう動いてもらおう、こういうような対策をやらうと思って最後話が付けばいいんですけど付かない場合には市長室、僕のところに来てもらわないと駄目なんです。僕が最後判断する、僕が各局に指示を出すということをやらなければいけないんです。西田区長は区役所の今トップであるけれども役所にそれぞれ指揮命令を出せるような立場はないんですね。それでは駄目なんです。

ということで今度は特別区長、選挙で選ばれた区長は、見てください、今度選挙で選ばれる区長のもとに全部さまざまな部門が組織が置かれるんです。ここに危機管理、災害対策の部門も置かれます。今これ区役所の中には災害対策の部門はないんですね、西田区長のもとには。西田区長がいろいろな指示を出してその災害対策について何か対応策をこうやってここでこう動け、ああいうふうにしるということは今言えない状況、それを今度選挙で選ばれる区長のもとに危機管理の部門、災害対策の部門もしっかり置く、それで児童虐待のそういう部門もしっかり置く、全部その選挙で選ばれた区長が役所組織に対して指示命令を全部出しながら対応していく、そういう形にしなければいけない、そういう形にしようというのが今回の提案です。

ですから住民の皆さんに一番近い区長、僕よりもはるかに近い区長が最終責任者、最終決定権者として役所組織に指示命令を出しながら、そして住民の皆さんに対応していく、

そういう仕組みにしなければいけない、そういう仕組みを目指していこうというのが大阪都構想です。

このように二重行政を解消する。二重行政というものは問題だ、これはもう絶対止めなければいけない。それから税金の無駄遣いを止めなければいけない。大阪全体のことを引っ張るそういう役所が必要だ。そして住民の皆さんの声をしっかり聞き取る、そういう役所をつくらなければいけない。こういう問題意識のもとで今回この大阪都構想というものを提案しました。

今の問題意識、いや、そんなあまり問題意識ないよ、そんなのあまり大阪の問題と考えてないということであれば大阪都構想反対ということになると思います。やっぱり二重行政の問題、税金の無駄遣いの問題、大阪全体を引っ張る役所のその必要性、それから住民の皆さんの声をしっかり聞き取る役所、そういうことが本当に必要だよ、うん、橋下の言うことは分かる分かる、でも何もそんな今回みたいに役所を一から作り直す必要まではないよねという方は大阪都構想反対になるでしょうね。

そういう問題意識はそれはそうだけれども今の大阪府庁と大阪市役所で話し合いをしながらなんとかなるんじゃないのというふうに考える人は大阪都構想反対ということになると思います。

僕が問題提起をしてこういう大阪都構想を提案したのはもう大阪府庁、大阪市役所で話し合いをやって進めるようなそんな状況じゃない、話し合いで解決できるような問題じゃない、そして区長の方も今の区長のままで住民の皆さんの声をしっかり聞き取ってそして行政をやっていく、そういうことが今の区長のままでできるわけがないという、そういう考え方のもとに僕は今回役所を一から作り直すということによってこういう提案をさせてもらいました。反対派の人たちは今のままでもなんとかできるのではないかとということではいちいち大阪都構想みたいに役所をつくり直す必要はないというふうに反対派の人たちは言っております。

ここの提案理由をしっかりと聞いてもらって、その後いろいろ賛成反対の意見を聞いて判断してもらいたいと思うんですが、例えば反対派の人たち、賛成反対の意見はこちらの1枚もののページに、1枚ものの紙にまとめております。特に反対派の人たちの意見は僕の問題意識を解決するということよりも、二重行政の問題とか税金の無駄遣いを止めるとか大阪全体を引っ張っていくそういう役所が必要だ、住民の皆さんの声をしっかり聞いていく役所が必要だというそういう問題意識よりも、こういう大阪都構想をやると住民サービスが低下するから駄目だ駄目だというふうに言っているわけなんです。

住民サービスが低下しますというふうに反対派の方が言っていますが、大阪都構想反対の人たちが言っていますがこれはありません。住民サービスの低下はないです。現在の大阪市役所が提供しているサービスはそのまま水準は引き継ぐ、これはパンフレット 31 ページの問いにもありますけれども、住民サービスの水準の低下はありません。

それはなぜかといいますと先ほども大都市局が説明しましたがサービスを提供するお金

はしっかり確保する、特別区になったとしてもしっかりお金は確保すると、そういう仕組みになっております。パンフレットの19番。これも説明をさせてもらいましたが、皆さんに収めていただいた税金は必ず特別区の方に入ってくる形になっております。

ここで反対の人たちは大阪府に税金を取られる取られるという言い方をされている方もいますが、まずそもそも大阪府に取られるというのは大阪府知事の経験者としては非常に、うーん何だろうなと思います。大阪府知事、僕もかつて4年前まではさせてもらっていましたが、大阪市民の皆さんからも票を頂いて大阪市民のためにも仕事をしています。大阪府庁の職員も大阪市民のために仕事をしています。大阪府議会議員も皆さんが選んだ大阪府議会議員がいると思います。大阪市民のために仕事をしているわけです。

大阪府の方に取られる取られると、何か大阪府というのは大阪市民から敵対しているような存在なのかなということちょっとそこは理解できないんですが。ただ反対派の人たちはこういうことを言っているのかなと思います。大阪市民の皆さんはこれから特別区民になると一部の税金は大阪府の会計に入ります。このことをもって取られたというふうに言っているのかも分かりません。でもそれは必ず特別区の方に入ってきます。

なぜ大阪府の会計に1回入れるのというところなんですがこれは各特別区で税収の、税金の集まり具合、ばらつきがないように公平に配分するために1回大阪府の方が預かりますが、各特別区に差が出ないように公平に配分をします。

これは日本の国の税金の仕組みもそうです。東京、名古屋、大阪で日本の税金の6割、7割が集まるというふうにいわれていますが、東京、名古屋、大阪で使い切ったらえらいことになります。ですからこれは皆さんが1回国に収めて、大阪府民の皆さんが1回国に収めて国が集めて、そして47都道府県に不公平にならないように公平に配分されます。ですからここ大阪府は大阪府にこれ特別会計に入るというのは1回預かせてもらうということです。その後きちんと各特別区にお金を配分するので今の大阪市役所が提供しているこのサービス水準、これが下がることはありません、お金はきちんと確保されます。

ただ一部大阪府の方にお金に移りますがこれはお金だけが移るわけではありません。先ほども冒頭で言いましたけれども、今まで大阪市役所がやっていた大阪全体にかかわる仕事、病院とか大学とか港、こういう仕事、地下鉄とか、こういう仕事はもう全部大阪府庁で、新しい名前になれば大阪都庁でそういう仕事を全部やってもらうので、その分のお金が一緒に移るだけです。

結局大阪市立病院がまずは大阪府立病院になる、大阪市立大学が大阪府立大学になる、大阪市営地下鉄が大阪府営地下鉄になりますが、そのことによって皆さんが何か不利益があるのかどうか、そこを考えていただきたいと思います。市立が府立になり市営が府営になったとしても、知事、府議会、僕も知事経験者ですけども市民の皆さんもう利用させませんなどということは言いません。むしろ地下鉄などというのは大阪市民以外の利用者が7割いるわけですからこれは府営になった方がより大阪全体のことを考えて発展していくのではないのかなというふうに僕は考えているんですけど。

そして名前が変われば法律の改正が通って大阪都になれば都立大学、都立病院、都営地下鉄になります。東京の23区民の皆さんは都営地下鉄や都立大学について何か自分たちの税金が取られたということは東京の23区民の皆さんから聞いたことがありません。皆さんは市民でもあり区民でもあります。そして法律改正で名前が変われば今度は特別区民でもあり大阪都民にもなるわけですから、それが市営なのか市立なのか、都営なのか都立なのか、どちらでも僕はそれは変わらない、仕事の担当者が変わることだけだというふうに僕は考えていますが、反対派の人たちはそのことをもってお金を取られた取られたということを言われています。

それからじゃあこの特別区、皆さんお住まいのところは今度新しく湾岸区ということになりますが、お金はどうなったということですが、お金は先ほど大都市局の説明もありましたけれども27ページ、湾岸区できちんと使えるお金が現在よりも徐々に積み上がってくるという計算結果が出ております。

ですからこのお金を今度選挙で選ばれた区長がまた皆さんが区長候補者がこういうお金をこういうふうにする、こういうふうなことをやっていきたいということを区長候補者が言いますので、最後は選挙で皆さんが選んでこのお金の使い道を決めていくと。湾岸区もしっかりと現在のお金よりも積み上がってくるというような計算結果が出ています。

反対派の人たちはこの資料にも書いてありますが600億円のお金がこの大阪都構想で掛かるということ、これを問題視しています、600億円。確かにこのお金を聞くと、え、と思うかも知れませんが、600億円のお金が最初に掛かったとしても後からは徐々に使えるお金が増えてきます。ですから600億円というところを問題視するのか、今回この提案理由を説明させてもらいました二重行政というものを完全に無くしていこう、税金の無駄遣いを止めていこう、大阪全体の発展を引っ張る役所をつくっていこう、大阪市民の皆さんの今の区民の皆さんの声をしっかり聞く役所をつくっていこう、そういう新しい役所にするための600億円としてそれが安いか高いか、そこの判断になります。

まず600億円というのはまず後からというか600億円お金が掛かったとしてもきちっと後から使えるお金は積み上がってくる、そういう計算結果になっているのと、それからパネル2番、3番、ぜひもう一度こちらを見ていただきたいんですが、パネルの方です。ちょっとすみませんね、はい。

これの2番。こちらを良く見てください。これらのような数々の失敗事例、こういうものを見てそれが大阪府庁、こういう金額を見ていただいてこの600億円というものを最初に掛けることが得なのか損なのか、それを掛けてでも役所をつくり直すべきなのか、やはりそれは今のままでいくべきなのか、そういうところの判断をしていただきたいと思っております。

それからサービスが低下するということで特別区5つになると隣の特別養護老人ホームに行けなくなるとかそういうことも言われていますが、特別養護老人ホームはそもそも住所要件関係ありません。どこに住まわられていてもこの特別養護老人ホームでも原則行け

ます。特別区になると隣の区の特別養護老人ホームに行けなくなるとかそんなことはありません。

それから保育所とかそういうものについては特別区長同士が協定を結んで隣の区の子どもたちを受け入れますよという協定はいくらでもあります。大阪市も隣の豊中市の子どもを受け入れています。大阪市の子どもたち、豊中市の保育所の方にも受け入れてもらっている。この境界線上の方の境界線になっている住民の皆さんは大阪市内の保育所に行くよりも隣の市の保育所に行った方が近いという場合がありますから、これはもう協定を結んでいくらでもやっています。

それと同時に特別区になった方が区長は選挙で選ばれるわけですから特別区民の皆さんにちゃんと満足できるような施設の整備、これはきちんとやると思います。というのは僕は大阪市長ですから大阪市内で全員保育所に通えるようにとことん今整備をしています。それと同じように特別区長になった方がよりその特別区内の住民の皆さんの期待に応えられるようなそういう施設の整備をやるものだと僕は考えております。

実際区をまたがって保育所に通っている子どもというのは大阪市内の中でも約 8%ぐらい、特別区というものに直して特別区をまたがって通う子どもは全体の 3%ぐらいの子ども、その子どもたちも本来は自分の区の保育所や幼稚園に通いたいはずです。そうであれば特別区長が区民のことを考えて自分の特別区内で全部子どもが通えるようにいろいろな政策をやっていくものだと考えております。

結局この大阪市内、本当に一律に物事を考えていくのか、それとも今後は選挙で選ばれた区長のもとに区長が何をどこにいくつつくるのか、皆さんの声を聞きながらそれを考えていく、決定をしていく、そして必要なものと不要なもの、この調整をしていく。今は西田区長の方はそういうことができませぬけれども、僕は今後は大阪市内、選挙で選ばれた 5 人の区長でそれぞれの 5 つの地域の特色に合わせたそういうまちづくりをやってもらいたいというふうに思っております。

長時間となりましたがご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明が終了致しました。これより終了時間の午後 8 時半までの間ご来場の方々からのご質問にお答えしていきたいと思っております。いくつか注意事項がありますので申し訳ございません。ご質問がある方はその場で手を挙げていただき私の方から指名をさせていただきます。この説明会はインターネット中継されておりますので必ずそのマイクですね、マイクを担当がお持ちしますのでそのマイクを通してご質問していただきますようお願い致します。マイク担当ちょっと手を挙げて、2 人おりますのでマイク担当が、すみません、ご質問はまだです、すみません。

なお本日の質疑内容は後日すべてホームページで議事録として公開されます。できるだけ多くの方のご質問にお答えしたいと考えておりますのでご質問については簡潔にお願い

したいと思います。

なお本日の質疑応答には時間に限りがございます。この説明会の終了後に特別区設置協定書に関する質問がございます場合には説明会場の出口付近に質問用紙と回収ボックスをご用意しておりますので、お手数ですがけれどもそちらの質問用紙にご記入いただければご回答を差し上げたいと考えております。申し訳ございませんがご回答につきましては後日ホームページに掲載したいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

それではご質問のある方、その場でお手をお挙げください、よろしく申し上げます。それでは前の方の女性。

(質問者1)

すみません、26 ページからの各特別区の長期財政推計というのがあるんですけども、このどんどん上向いていく形になっていきますけれども、これというのは二重行政の解消とか負の遺産の返済を終了させたりとか、そういったことがメインでこうなっていくのか、それとも今湾岸区でのリゾート開発計画的なこともちょっと話されたりされてますけれども、こういった大きな変革があった上でのこういう試算なのかどうなのでしょうか。

(橋下市長)

リゾート施設を誘致するというのは今、松井知事と計画しているところですが、そういう収益分は入っておりません。この推計というものは二重行政の解消だったり税金の無駄遣いが収まることと、あと人的な体制、職員体制が変わることの人件費が節約されたりとか、そのほかの改革がいろいろ進むことによってこういうふうになるだろうという推計です。すみません。

この推計についてもいろいろな議論があります、確かにあります。反対派の方もいろいろなことを言っていますけれども、ただ皆さんにご理解いただきたいのはもちろんこれもいろいろな意見があるんです。いろいろな意見があるのだけれども今の大阪都構想の協定書というものは府議会、市議会で賛成多数で可決されているということをご理解ください。

これからいろいろ賛成、反対、意見もいろいろな意見が飛び交いますけれども、こちらの方で書いてある税金は上がりませんよ、それからさっきの会場では市営住宅の住宅の賃料が上がるんですかということも言われました。上がりません。区役所もなくなりません。そういうこともここに書いてあることが府議会、市議会で賛成多数になっているということとはご理解していただきたいなと思います。推計についてもそういうことでご理解いただきたいと思います。

(司会)

ご質問ありがとうございました。それでは次の方。そちらの方、はい。

(質問者2)

西淀川区には西田区長のもとに危機管理課というのが設けられているので決して特別区じゃないとあかんことはないと思うんです。私は政令指定都市である大阪市がその都市格を十分持っているのだから財源とか権限が非常に大きいのが特別区になると中核市並みと書いてありますけれども、ネットで調べたらそんなあれへんというか市に準じた権限が付与された団体というのが特別区の資格になっているので、ちょっとパンフとは違うのではないかなと思うのと、ニア・イズ・ベターと市長も区長もおっしゃっているので、それが今西淀だったら9万の都市なんですけれども34万になったときに本当にニア・イズ・ベター、地域が見渡せるようになるのかということ。

それから区長だけじゃなくて議員さんも選挙されているわけなので、市長にも議会でちゃんとチェックされたりするのと同じように、区長も選ばれた議員さんが市民の声を聞いて、今度やったら区民になるんですか、区民の声を聞いていろいろな政策をされると思うんですけれども、東京と比較して何か湾岸区は12人の議員さんいうたら各区に2人しか議員さんおれへんかったとしたら本当にそれでこの9万の区民のを2人で決められるのかというのがあるので。東京では同じような人口のところで議員さんが何人、大阪と今度の場合のを比較して。

それと財源ですよ、東京はものすごく金持てるように思うし、私は湾岸区は何か貧乏な、あまりないんで、そういう意味では北区とか中央区は比べたらすごいあるのね、権限も財源もない区がどうするのだろうなと思って。トラフが来たらみんな沈んでしまうから湾岸区かなんていう話もするくらい心配もあるわけです。

そのへんもう少し私たちが納得できる特別区の財源とか権限とかもはっきりしてもらって。なにせ大阪市がなくなるんですから政令指定都市のデメリットというんですかね、それはちょっとはっきり知りたいなと思っています。

(橋下市長)

分かりました、ありがとうございます。ちょっといろいろご質問が多かったんですけど非常に重要なご指摘を頂きました。まず財源については湾岸区だけが減るということはありません。先ほど説明しましたがしっかりと各特別区に財源は公平に配分される仕組みになっています。今の大阪市がサービスを提供しているお金はしっかり確保できるような形にしております。

ニア・イズ・ベターという言葉も非常に専門的な言葉で重要なご指摘だと思うんですが。西田区長が今9万人のトップだということ考えられているところがちょっと僕説明を何度もしたんですけど、選挙で選ばれた区長ではないですから職員なんです。だからニア・イズ・ベターにはなってないんです。ですからどこと比較をしなければいけないかというと、選挙で選ばれた今の大阪市長、260万人の大阪市よりも今度湾岸区で30何万人でしたっけ、湾岸区は34万人。だからどこと比較するかということ、今の大阪市と比べなければ

ばいけないんです。どっちがニア・イズ・ベターかといったら、34万人の湾岸区の方がよっぽどニア・イズ・ベターです。

ちょっと僕の説明が不十分だったのか、もしそれだったら申し訳ないんですけども、繰り返しさっきから言っていたのは選挙で選ばれる長とそれ以外の違いをかなり言ったと思います。最終決定権を持ってないんです。最終責任もないんです。皆さんの声を聞いて何か決められないわけです。だから選挙で選ばれた最後の長、最終決定権ができる長を今大阪市長のところ、260万人の単位から34万人のところに行くということになると、これこそニア・イズ・ベターになるわけです。

それから西淀川区の中に危機管理課があると言っていますが、これはもう西淀川区の西田が一生懸命やってくれてはいるんですけども、大阪市役所の危機管理室とはもう全然違うものです。大阪市役所の危機管理室というものが今の大阪市の危機管理の本体の部分です。だからそれと同じようなものを湾岸区に持ってこようとしているわけです。

だから大阪市役所にある危機管理室で原則全部決めて指示を出して、その対応策として西淀川区のところに危機管理課というものを置いてもらってはいますけれども、まさに大阪市役所にあるような危機管理室を湾岸区の方に持ってこようということなんです。これはまた違うんです。

それからあとは政令市の権限と財源ということなんですが、この政令市のメリット、デメリット、これは大阪都構想に反対する人は政令市、今の大阪市のメリット、これを強調されます。それもいろいろ考え方があると思います。ただ冒頭何遍も説明させてもらったとおり二重行政をだからもう放っておいてもいいということであれば今のままでいいと思います。この今のままだったら二重行政が続きますよと。それからじゃあ数々のああいいういろいろな事業の失敗、それも今のままだったらそういう可能性がありますよと。

僕はそれはやっぱりもう許せないと、直していかなければいけないと思っているので、今のままのメリットということ、政令市のメリット、権限と財源があるというふうに言いましたけれども、じゃあ冒頭言った二重行政とか事業の失敗、それから大阪全体を引っ張っていく役所の存在とか、住民の皆さんの声を聞き取る役所の必要性、この辺りについてどう考えられているかなんですけれどね。今のままだったらじゃあ何もそこは手だてを打たなくてもいいということなんでしょうかね、そこなんですよ。

だから今の政令市が確かにいいところはたくさんあると思いますよ。いいところはたくさんあると思いますけれども、冒頭の僕が指摘をした問題意識の方についてはじゃあどうやって解決するのか、その解決策がなかなかこの反対する人たちは反対、反対と言うだけで、その解決案を出していただけないというところで、なかなか自民党、民主党、公明党、共産党の人たちと議論がうまくかみ合わないところがあるんですけれどね。冒頭の問題意識はどうしたらいいんでしょうかね、二重行政の問題とか数々の事業の失敗とか。

(質問者2)



数々の失敗は私的には府と市がそれぞれバブルだったり何だったり、金が余っている時代にあほなことをしてなった、私も当時から思っているのも、ただそれが二重行政だったかどうかというのは私はちょっとまだ理解できてないんです。

(橋下市長)

ですからごめんなさい、二重行政ということではなくて、では二重行政ではなくて大阪市役所がホテルを建てたりとかさっきの商業施設。

(質問者2)

そういうことが本当に、それは本当に私ら無駄やと思う、私はもう無駄やったと思いますし、その当時いろいろ市議員さんとかいろんな議会で議論されているのを聞いておりますので指摘してこれは無駄やなと思ってますけれども、当時の知事さんや市長さんやら議会の皆さんが賛成多数でそれ決めてきてはるから私はその人らに責任を取ってほしいなと思うぐらいなんです。

そういう意味ではね。それは二重だったかどうかといったら例えば京都とか神戸とかもあれも府と市があって、そういうふうな形のところがどこも二重行政だと思ってない、そこは無駄がないからか大阪市だけがなんで無駄があるのかというのはちょっと私的には分からない。

(橋下市長)

ですからちょっと僕の説明が悪かったのが二重行政の問題と事業の失敗というのは別なんです。二重というのは二重で2つがそれぞれやっているということと、問題意識で伝えさせてもらったのは市役所がなぜホテルなんかああいうことを建てるのか、その問題意識なんです。このことについてそれは過去の単なる失敗だ、だから別に大阪都構想なんかやらなくてもあれは政策の失敗だというんですけれども、過去失敗したのだったら将来失敗する危険性はないのかということなんです。

僕はだから反対派の人たちはこれは失敗だ失敗だと言うんですけれども、失敗をするのだったらまた将来あるんじゃないかと。バブルの失敗だと言うんですけれどもこれからアベノミクスで景気がどんどん良くなっていくわけでしょう。だからそしたらまたそうやって使うお金が増えてきたときに失敗する危険性を考えないんですかということなんです。

だから僕はもう二度とそういう失敗が行われないように大阪市役所の方にもう医療、福祉、教育に集中するような役所にしまえば、もうああいう不動産の投資とかそういうところはそういう失敗がなくなるんじゃないかと考えているわけで、過去失敗したことが将来絶対ないと考えられるんだったらそれでいいんですけれども、僕は今のままだったら将来、なので過去も失敗したんだから将来もそれは失敗もあり得るだろうと僕は考えたんですけれどもね。だから役所を変えましょうという話なんです。

京都とかそういうのはじゃあどうなんだということです。京都も二重行政ということば言われています。今大阪がどうなるかということはじっと見ていると思うんですけども、京都は京都の話であって大阪の今のこういう数々の失敗、そういうものを今のままで放置してほったらかしでいいのか、そういうところも将来そんなにまた市長とか市議会議員は絶対失敗がないと思われているんですかね。

ちょっとだから僕はそれは将来も失敗があると思ってね、それで役所をつくり変えてしまっただけでそういう失敗が少なくなるようにしようということなんです。もう1つ議員の数も言われました。議員の数が少ないじゃないかということなんです、湾岸区で12名でしょう。これは今のそれぞれの市議会議員の人数はもう12名なんです。ちょっとこれは湾岸区はこの区域を足して今の市議会議員12名。ということは12名でもう仕事をやっているわけなんです、今も12名でやっている。

これは大阪都構想、さっき説明しましたけれども、大阪市役所の仕事のうち大阪全体にかかわる仕事は大阪府庁に移してしまっただけで、市議会議員の仕事がずっと軽くなるんです。少なくなるんです。だから12名で十分ではないかと。

それから僕は全国の地方議員は数が多過ぎると思っています。全国の地方議員、無投票、無選挙が2割か3割あったんでしょう。僕は全国でもっともっと数を減らさなくてはいけないと思っています。12人で十分だと僕は思っているんです。先ほど言いました議員がいるから選挙で選ばれる市長は1人で十分でしょう。議員がいるんだからと言うんですけど、ここは議員と市長の仕事が全然違うんです。議員の皆さんは役所に指示命令は出せません。

ですから一番重要なのは選挙で選ばれるやっぱり行政のトップというものが要するというふうに僕は考えています。議員よりも行政で行政のトップが必要だというふうに考えてまして、大阪市内にはやはり選挙で選ばれた区長5人は絶対に必要なのかなというふうに思っているんですけどもね。議員とやはり市長、議員とその選挙で選ばれる長というのは全然違うんです。議員は組織のトップではないですから。

ですから疑問はすごい分かります。非常に重要な視点、重要な指摘をしていただいたんですが、過去の失敗が将来起こらないというふうに考えられる人は今のままでいいと思うんです。将来やはりまた失敗する危険性があるんじゃないかと、それはなんとか抑えなければいけないということだったら僕はこうやって役所をつくり直して将来失敗がないようにしていこうというふうに考えたんですけどね。ありがとうございました、重要なご指摘。

(司会)

ご質問ありがとうございました。お時間が、予定時間が来ておるのですけれども、あとお一方だけ、女性の方がちょっとお2人続いたので男性の方どなたか。通路の真ん中の男性の方、後ろの方。その前の方。いやいや、すみません、その方。帽子をかぶっておられる方。そうです、恐れ入ります、すみません。すみません、お手間を取らせません。すみま

せん。

( 質問者 3 )

こんばんは。まず第 1 点ですね。きめの細かいサービスが欠けるのではないかという質問が多くあったと思うんですけど。

( 橋下市長 )

何のサービス？

( 質問者 3 ) きめの細かいサービス。

( 橋下市長 )

きめの細かい、はい。

( 質問者 3 ) これはきょうの市長の説明からするとより非常にきめの細かいサービスが提供されるというふうに認識をしました。それともう一点ですね。今、仮に特別区が区が 5 に分かれますね。そこで区長が 5 人いるんですけども、今、橋下市長が行われている市長の立場が今度消えるわけですよ、組織上。

( 橋下市長 )

そうですね。

( 質問者 3 ) その分野が今度、仮称大阪都に移行するわけですよ。

( 橋下市長 )

大阪全体にかかわる仕事の分は大阪都に行きます。

( 質問者 3 ) その責任というんですか、総括的な面が多少大阪都知事に移行されることになるんですか。

( 橋下市長 )

はい、ええ、ええ。

( 質問者 3 ) そのへんで大阪都の仮称大阪都知事が職務が大変に責務が増えると思うんですよ。だから特別区に対する仮称大阪都知事のそのへんがどういうふうな形になるか。

(橋下市長)

いや、非常に重要なご指摘です。大阪全体にかかわるね。今まで大阪市役所が持っていた大阪全体にかかわる仕事が大阪府、仮称大阪都の方に行くと仕事が増えるではないかという話ですよ。

(質問者3)

大阪都の仕事が。

(橋下市長)

大阪都の仕事が増える、これは増えないんです、基本的には。これは僕が知事をやって市長をやってそれは経験してそうなんですけどやってることは同じなんです、考えることは。例えば港だったら港のことを考えることは同じ。それから交通網ということだったら交通網ということと同じ。実際の仕事というのは職員がみんなやることになるんですね、実務は職員がやるんです。

職員は大阪市役所にいるそういう仕事をやっていた職員がゴソッと仮称大阪都の方に行きます、職員が。トップというものはその全体の方向性を決めたり全体のその計画の号令をかけたりするということですから、港の仕事、大学の仕事、例えば大学は僕、大阪府立大学も担当していて、今度大阪市立大学を今担当しているんですね、考えていることは同じなんです。こういう方向性でやるべきではないかということを組織に指示を出せば組織がそれでいろいろとそれを具体的にしていきますので、トップの仕事というのは何か作業量が増えるという話ではないんです。

だから大阪府知事は、これ皆さんね、大阪府知事というのは大阪市内を除いたところを一生懸命いろいろあれやこれや言うわけなんです、大阪市内。でも大学の話などというのは別に大阪市内を除く除かない関係なく大学の新しい方向性というのは仮に知事が考えたら、それは市立大学と今の府立大学が合わさっても大学の方向性というのは1つで一緒なんですよ。ちょっとなかなか分かりにくいですかね。

大阪の大学はどうあるべきかということをいろいろ考える作業というのは大阪府知事的时候にも大学の在り方、方向性は考えている。大阪市のときも同じようなことを考えている。考えていることは同じなんです。

ちょっと説明が難しいですか、ごめんなさい。

例えばちょっと今の説明で分からないという人、どれぐらいいらっしゃいますか。

(質問者3)

今のは市長の立場が知事に移行されるわけだから、直接内容は異なりますけれども、その市長が職責を全うされていることが仮称大阪都知事に移行される。特別区の区長さんがおられますけれども、それをまとめるのが大阪都知事でしょう。

(橋下市長)

特別区はまとめません。特別区はそれぞれがやるわけですから。

(質問者3)

それぞれやりますけれども、やはりそれをまとめるのが知事ではないですか。

(橋下市長)

違います、これは。知事の仕事は市町村長をまとめません、基本的には。もうこれは仕事が整理されて市町村長がやる仕事と知事がやる仕事は全然違うんです。知事の仕事は大阪全体の仕事、市町村長の仕事や特別区長の仕事は医療、福祉、教育、皆さんの日常生活をお世話をする仕事ということなので仕事が全然違うのでまとめません。

さっきの大学の話、僕ちょっと言い方を失敗しました。ちょっと説明不足で申し訳ないです。しゃべっていること、考えていることは知事と市長と一緒になんです。大阪府議会と大阪市議会は同じことを議論しています。大阪の大学はこうあるべきだ、こうだ。だからこれは、大阪府知事と大阪市長がやっていることはほぼ一緒なので、これはもうまとめても全然大丈夫です。

実際に作業をやる人たち、職員はこれは大変ですから、これは大阪市役所の職員がゴソッと大阪府庁の方に来ます。特別区長をまとめるということは別に知事はしません、これは仕事が違いますので。仕事が違うので別に今、大阪府知事、松井知事が箕面市長とか吹田市市長とかそういうところを何かまとめているなんてことはしません、仕事が違いますので。大学とか港とか産業政策は大阪府知事がやって、医療とか福祉とか、例えば高校は松井知事の担当です。小学校、中学校は市町村の担当、だからもう全然違うんです仕事の中身が。仕事が違うということで考えてもらったらいいんですけれど。

調整ですか。もし調整というか何かいろいろ市町村間で何かいろいろな意見があったときの調整役とかそういうことも分かりません。それは今も大阪府内に43市町村、大阪市を除いて42市町村あるわけで、そういうことも知事だけがやるのではなくて組織の職員がやることになっていますので、そのことでの負担というのはないんですけどね。なかなかちょっとうまく伝えられなくて申し訳ないんですけれども。

その問題というよりも申し訳ないですけども、大阪全体のこの二重行政の問題とか、事業の今までの数々の失敗とか、大阪全体の活性化、それから市民の皆さんの声を聞く仕組み、これを必要とするのか、こういうことを問題意識として解決しなければいけないというふうに考えてもらうかどうかというところなんですけれどね。

あとちょっとこころへん、西淀川区の方で僕がちょっとこれ問題意識を持っているのは、住民の皆さんの声を聞いて大阪市役所が物事を決定していくときに本当に住民の皆さんの声を聞いた、そういう行政になっているか、これは非常に問題意識を持っています。とい

いますのは先日朝日新聞にも出ていましたけれども、地域振興会というところが大阪都構想反対という決定をしたというふうに記事が出ていました。

いろいろな考え方があるのでいいんですけども、僕は町内会というのはいろいろな考え方のある人が入ってくるところですから、維新嫌い、橋下嫌い、共産党支持、公明党支持、どんな考え方の人でも全然けっこうなんです。

そういう人たちが集まって地域のために一生懸命集まって何かをする団体ですから、こういう問題のときに大阪都構想賛成、反対ということの一部のそういう町内会の役員の人たちが決めてこういう方針でいくと、町内会はこういう方針でいく、回覧板を回す、こんなことをやると賛成、反対の人がもうその町内会の中で分かれてしまう、本当にこういうのでいいのかな。

僕はこれなぜこういう状況になってきたかというところで、西田区長にも常々僕は注意はしていたんですけども。今まで大阪市の選挙で選ばれる行政のトップは僕しかいませんから住民の皆さんのことは区長に任せていた。区長は選挙で選ばれておりませんから誰の声を聞いたらいいのか、政治活動できませんから、そうすると地元の一部の有力者の声を聞いて物事を決めていたというところは実際ありました。僕はそれは改めてほしい、多くの住民の皆さんの声を聞いたそういう行政をやってほしいということを言いました。

ここが今までの僕は大阪市の物事の決め方の問題点の1つだと思っていて、一部の声、これも重要です、しっかり聞いていきますけれども、そしてまた町内会の皆さん方に日々いろいろな大阪市政に協力をしていただいている、ここもしっかりサポートはしていきます。ただどういう声を、どういった住民の皆さんの声を聞いて役所の仕事をやらなければいけないかという、幅広い多くの皆さんの声を聞いてその役所の仕事をやらなければいけない。そのためにはやはり選挙で選ばれる区長というものがどうしても必要だというふうに思っております。

仕事はごめんなさい、ちょっと後でこれは言いますが、そういうことで今回選挙で選ばれる区長が必要だというのはより多くの住民の皆さんの声を幅広く汲んでいく、そういう仕組みが選挙だというふうに思っていますので、今回一部の地域振興会の方がそういう形で方針を決めたと、町内会の方針はこうだというようなことの方針の方がちょっとこれはいろいろ古いやり方で問題があるのではないかなというふうに思っています。

ただ町内会の皆さんの日々のご協力、そこには本当に感謝をしていますし、僕の発言で町内会に対して選挙の時にお金が配られたということ、それは違うのではないかとこのことを指摘をされた町内会の人たちもいます。趣旨はちょっと僕の説明不足のところもありましたが、趣旨はこれまでの町内会、地域振興会に対するいろいろな補助金を領収書なしであったものを僕は領収書を求めるようにしました。

以前領収書なしで出されていた補助金のことをちょっと領収書抜きのお金が配られていたという発言をしたことによって、そのことでちょっとこちらの地域で不快に思われた方がいらっしゃるのであれば、そのへんは申し訳ないというふうに思っています。ただし、

やはり大阪市の行政をやっていくに当たっては、一部のそういう人たちの地域の声だけではなく、その人たちの声も重要ですけれどもやはり選挙というものを通じて多くの皆さんの声を汲んだ、そういう新しいやはり大阪市の行政をやっていかなければいけない、そういう思いで今回大阪都構想というものを提案したところです。

そして仮称都知事と市町村の関係ですが、仕事が違いますけれどもしっかりと各市町村と特別区のサポートはしていきます。サポートはしていきますけれども仕事はそれ、過剰に負担になるということはありませんので、そこはご心配なくご安心していただきたいと思えます。サポートはしっかりやっていきます、それは。すみません、説明不足で。

(司会)

お時間に限りがあって大変申し訳ないのですが、なおご質問がおりになるという方につきましては、先ほどご案内申し上げましたように出口付近で質問用紙と回収ボックスを設置しておりますので、お手数ですがけれどもそちらの方にご記入いただければと思います。

(橋下市長)

まださっぱり分からんわという人どれぐらいいらっしゃいますか。そうですか。ほとんどよく分からんわという人はどれぐらいいらっしゃいますか。そうですか。何となく分かったという人どれぐらいいらっしゃる。そうですか。よく分かったという人は。そうですか。反省します、ちょっと説明不足のところは本当にご容赦ください。申し訳ございません、時間がないところで。まだこの後、説明会をどんどんやりますので質問事項のある方は紙に書いて出していただければきちっと回答させていただきます。

きょうはちょっと大阪市役所の主催ですので質問時間とか質問者の当て方、ちょっと役所の方で仕切らせてもらいました。ちょっと不十分なところがあれば大変申し訳なく思っております。すみません。

本当に長時間夜分遅くまで本当にありがとうございました。5月17日、皆さんに重大な判断をしていただくこととなりますので、しっかりご判断の上またご投票いただきたいと思えます。本当に長時間どうもありがとうございました。

(司会)

お帰り際には身の回りをもう一度ご確認の上お忘れものがないようにお帰りいただきたいと思えます。

(西田西淀川区長)

質問の方で本当にあればどんどん書いてくださいね。区役所の方にきょうもちろんお出でいただいてもけっこうだし、あと役所の方にまた持ってきてもらったら、あとしっかり

ホームページの方に回答していきますので、すみません、質問があればどんどんここに書いて寄越してください。よろしく申し上げます。

(司会)

本日は貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。本日お配りした資料につきましてはお捨てにならないよう必ずお持ち帰りいただきたいと思います。今一度身の回りをご確認の上お忘れものがないようにお気を付けてお帰りいただきたいと思います。

なお、住民説明会は他の会場の説明会をネット中継録画及び全区役所にも中継を行っております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場の質疑応答をご覧になりたいという方につきましては、そちらの方もご利用いただきたいと思います。